

## EnviX 海外環境法規制 トレンドレポート 〈2022 年前期号 (第 28 号)〉

### 国際編

【1】 国際条約等で検討されている——PFHxS および PFOA、締約国会議の審議へ——化学物質規制 全 15 ページ

法律／政策名	(1) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約／ストックホルム条約) (2) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (PIC 条約／ロッテルダム条約) (3) 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (バーゼル条約) (4) 水銀に関する水俣条約 (水俣条約)
現地語名	<a href="#">(1) Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants</a> <a href="#">(2) Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade</a> <a href="#">(3) Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal</a> <a href="#">(4) Minamata Convention on Mercury</a>
公布／施行時期	(1) 採択日：2001 年 5 月 22 日／発効日：2004 年 5 月 17 日 (2) 採択日：1998 年 9 月 10 日／発効日：2004 年 2 月 24 日 (3) 採択日：1989 年 3 月 22 日／発効日：1992 年 5 月 5 日 (4) 採択日：2013 年 10 月 10 日／発効日：2017 年 8 月 16 日
カバー期間	2021 年 12 月から 2022 年 5 月

### バックグラウンド情報

#### ■SDGs：

2015 年 9 月 25 日に第 70 回国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development)」の「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」の「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」の「ターゲット 12.4」は「2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や

すべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する」と規定している。

ターゲット 12.4 の「グローバル指標 (Global Indicator)」である 12.4.1 の「有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供 (報告) の義務を果たしている締約国の数」で、「5 つの多国間環境協定 (MEA: multilateral environmental agreements) について、各 MEA の事務局に関連情報を提出した締約国 (5 つの MEA について、批准、受諾、承認またはアクセスした国) の数をいう」と定義されている。5 つの MEA とは以下の通りである。

1. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (以下、「バーゼル条約」と省略する)
2. 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約 (以下、「PIC 条約」と省略する)
3. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (以下、「POPs 条約」と省略する)
4. オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
5. 水銀に関する水俣条約 (以下、「水俣条約」と省略する)

#### ■ POPs 条約

POPs 条約とは、環境中での残留性、生体蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル (PCB)、DDT 等の「残留性有機汚染物質 (POPs: Persistent Organic Pollutants)」の製造および使用の廃絶/制限、排出の削減、当該物質を含有している廃棄物等の適正処理等を規定している国際条約であり、2004 年 5 月 17 日に発効している。

当該条約の本文および附属書は [2019 年改訂版](#) が最新である。POPs 条約の現時点での締約国数 (Number of Parties) は 184 で、事務局は「国際連合環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)」である。

当該条約の第 6 条の「在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減または廃絶するための措置 (Measures to reduce or eliminate releases from stockpiles and wastes)」の第 1 項の (d)(ii) に「国際的な規則、基準及び指針並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分が残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されることまたは破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること」と規定されており、同条の第 2 項で締約国会議は、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の適当な機関と「第 1 項の (d)(ii) に規定する少

ない残留性有機汚染物質の含有量を定めるため、適当な場合には、附属書 A、附属書 B 及び附属書 C に掲げる化学物質の濃度の水準を確立する作業を行うこと」において緊密に協力すると規定されている。

## 経緯

サンプルのため説明省略

## 対象物質

当該条約で対象となる物質は、以下に示す 3 つの附属書に掲載されている物質である。

- 附属書 A (廃絶/ Elimination) ;
- 附属書 B (制限/ Restriction) ; および/ または
- 附属書 C (非意図的生成物/ Unintentional Production)

サンプルのため説明省略

現時点での各附属書の掲載物質件数および掲載物質を下表に示す。

附属書	掲載物質件数	掲載物質 (条約発効時の 12 種類の POPs の名称を記載)
A	28 件	アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン (HCB)、マイレックス、トキサフェン、ポリ塩化ビフェニル (PCB) など
B	2 件	DDT など
C	7 件	HCB、PCB、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) など

PIC 条約、バーゼル条約、水俣条約に関してはサンプルのため説明は省略する。それぞれ、経緯、対象となる物/用途をまとめている。

## ■PIC 条約

### 経緯

### 対象物質

現時点での附属書 III の掲載物質件数は合計で 49 件である。その内訳を下表に示す。

分類	掲載物質件数	掲載物質 (抜粋)
駆除剤	33 件 (10 件*)	サンプルのため説明は省略する
著しく有害な駆除用製剤	3 件 (0 件*)	
工業用化学物質	13 件 (7 件*)	

## ■バーゼル条約

### 経緯

### 対象となる廃棄物

## ■水俣条約

### 経緯

### 対象となる製品／製造工程

当該条約の第4条の第1項に基づいて、段階的に廃止する水銀添加製品は、附属書A（水銀添加製品）の第1部（第4条の第1項の規定の適用を受ける製品）に規定されている。第1部に規定されている水銀添加製品を下表に示す。

水銀添加製品	段階的 廃止期限
電池（水銀含有量 2%未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量 2%未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	2020 年
<b>サンプルのため省略</b>	
次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計	2020 年

## 最近の主な動向

### ■合同締約国会議

バーゼル条約の第15回締約国会議、PIC条約の第10回締約国会議およびPOPs条約の第10回締約国会議が、2022年6月6日から6月17日までの期間でスイスのジュネーブにて開催されている。POPs条約の第10回締約国会議での「ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩およびPFHxS 関連化合物の附属書A（廃絶）への掲載に関する審議」やPIC条約の第10回締約国会議での「ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩およびPFOA 関連化合物の附属書IIIへの掲載に関する審議」などの結果については、ドレンドレポートの臨時号で報告する。

### ■POPs条約

#### 残留性有機汚染物質検討委員会の第17回会合結果

2022年1月24日から1月28日に開催されていた「残留性有機汚染物質検討委員会」の

第 17 回会合の結果が 1 月 28 日に報道発表された。

殺虫剤である「メトキシクロル (CAS 登録番号 : 72-43-5)」について...省略...

残留性有機汚染物質検討委員会は、プラスチックの添加剤である「デクロランプラス並びにそのシン型異性体及びアンチ型異性体 (添加型塩素系難燃剤)」および「UV-328 (ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤)」について...省略...

デクロランプラスは、「電線およびケーブルの被覆」、「プラスチック製屋根材」、「テレビおよびコンピュータ用モニターのコネクター」中の添加型難燃剤として並びにナイロンおよびポリプロピレンプラスチックなどのポリマー系の非可塑性難燃剤として世界中で使用されている。...省略...

UV-328 は、パーソナルケア製品、ゴムおよび被覆などのプラスチック製品中に紫外線安定剤として一般的に使用されている普遍的で高生産量の添加剤である。...省略...

「長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩および関連化合物」、「中鎖塩素化パラフィン (添加型塩素系難燃剤)」および「クロルピリホス (農薬)」については、何れも「附属書 D (情報の要件及びスクリーニング基準)」に...省略...「リスクプロファイル」草案が作成される。

第 18 回会合での各段階での審議予定の化学物質を合わせて下表に示す。

段階	審議内容	第 18 回会合での審議予定の化学物質
1	「附属書 D」で規定されたスクリーニング基準への適否の審議	現時点で締約国から提案されている化学物質なし
2	「附属書 E (リスクプロファイルに関する情報の要件)」で規定された「リスクプロファイル」草案の審議	サンプルのため省略
3	「リスク管理に関する評価」草案の審議	サンプルのため省略

#### 残留性有機汚染物質検討委員会の第 18 回会合

サンプルのため説明は省略

PIC 条約、バーゼル条約、水俣条約に関してはサンプルのため説明省略。

#### ■PIC 条約

#### 化学物質検討委員会の第 18 回会合

第 18 回会合での各段階における審議予定の化学物質を合わせて下表に示す。

段階	審議内容	第 18 回会合での審議予定の化学物質
1	最終規制措置の通	駆除剤

段階	審議内容	第 18 回会合での審議予定の化学物質
	報の附属書 II または附属書 IV に規定される基準への適否の審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>アミトロール (通報国: エクアドル / CAS 登録番号: 61-82-5)</li> </ul> <p style="color: red;">サンプルのため説明省略</p> <p>工業用化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四塩化炭素 (通報国: エクアドル / CAS 登録番号: 56-23-5)</li> </ul>
2	決定指針文書案の審議	<p>駆除剤</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イプロジオン</li> <li>テルブホス</li> </ul>

## ■バーゼル条約

### 公開作業部会の第 12 回会合結果

## ■水俣条約

### 水俣条約の第 4 回締約国会議 (第 2 部) の結果

附属書 A の第 1 部の決議事項を以下に要約する。

#### 2025 年までに段階的に廃止する水銀添加製品

水銀添加製品	提案国 / 地域
水銀封入量がランプバーナーあたりで 5mg を超えない一般照明用途の 30 ワット以下の安定器一体型のコンパクト型蛍光灯	アフリカ地域
サンプルのため省略	
人工衛星および宇宙船の推進剤	カナダ / スイス

#### 段階的廃止期限を設定する水銀添加製品

水銀添加製品	提案国 / 地域
水銀含有量 2%未満のボタン型亜鉛酸化銀および水銀含有量 2%未満のボタン型空気亜鉛電池	欧州連合
サンプルのため省略	

## 今後の展開とスケジュール

### ■締約国会議

#### 3 条約

バーゼル条約の第 15 回締約国会議、PIC 条約の第 10 回締約国会議および POPs 条約の第 10 回締約国会議が、2022 年 6 月 6 日から 6 月 17 日までの期間でスイスのジュネーブにて開催されている。

サンプルのため詳細は省略

### ■残留性有機汚染物質検討委員会 (POPs 条約)

第 18 回会合が、2022 年 9 月 26 日から 9 月 30 日までの期間でイタリアのローマにて開催される予定である。

## ■化学物質検討委員会（PIC 条約）

第 18 回会合が、2022 年 9 月 19 日から 9 月 23 日までの期間でイタリアのローマにて開催される予定である。

## EnviX 展望と見解

現在、開催中の 3 条約の合同締約国会議での以下の事項に関する決議は、条約を批准、受諾または承認している国／地域での法制化に直結するため、着目しておく必要がある。

条約名	URL
POPs 条約	「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、その塩および PFHxS 関連化合物」の「個別の適用除外なし」での「附属書 A 廃絶」への追加
PIC 条約	「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩および PFOA 関連化合物」の「附属書 III」への掲載
バーゼル条約	「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、その塩およびペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF）」および「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩および PFOA 関連化合物」で構成される、含有するまたは汚染されている廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン

また、2022 年 9 月開催の POPs 条約の残留性有機汚染物質検討委員会の第 18 回会合における「デクロランプラス」、「UV-328」、「中鎖塩素化パラフィン」および「長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩および関連化合物」の審議結果および今後の審議状況に注視する必要がある。

【2022.06.06 mo】

